

## 京丹後ファミリー・サポート・センター会則（案）

（名称）

第1条 本会は、京丹後ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という）という。

（事務所）

第2条 センターは、事務所を京都府京丹後市丹後町間人 1780 番地 京丹後市丹後庁舎内に置く。

（センターの目的）

第3条 センターは、地域において育児の支援を行いたい者と育児の支援を受けたい者を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（センターの業務）

第4条 センターは次の業務を行う。

- （1）会員の募集、登録その他の会員組織業務
- （2）相互援助活動の調整
- （3）会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務
- （4）会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- （5）アドバイザーとサブ・リーダーが定期的に情報交換を行う連絡調整会議の開催及び関係機関との連絡調整を行う連絡調整業務。
- （6）定期的な広報紙を発行する等広報業務

2 センターに代表者1名を置く。

（構成）

第5条 センターは次の者で構成する。

- （1）センター長
  - （2）アドバイザー
  - （3）会員
- （会員）

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者（以下、提供会員

という)又は育児の援助を受けたい者(以下、依頼会員という)であって、次の各号の要件を満たす者で、センターの承認を得た者とする。

(1)京丹後市在住の者

(2)相互援助活動に理解と熱意を示す者

2 援助の対象児(以下、子どもという)は、依頼会員の親族であって、0歳児からおむね小学3年生までの乳幼児及び児童とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書(様式第1号)を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証(様式第2号)を発行する。

(保険)

第8条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

(会員の心得)

第9条 会員は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと

(2)相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり秘密を漏らしてはならない。

(3)センター組織を政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと

(4)物品の斡旋、販売等をしないこと。

(5)その他、センターの目的に反する行為を行わないこと。

(損害の賠償)

第10条 会員が、故意若しくは重大な過失又は不正な行為等により、センターに損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、第6条により発行された会員証、その他センター長が指示する書類をセンターに返還するものとする。

(登録の抹消)

第12条 センター長は会員が次の各号に該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 死亡したとき

(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき

(3) 相互援助活動に関し不正な行為があったとき

(4) 相互援助活動に著しく不適格と認められるとき

(5) この会則又はこの会則に基づく要綱に違反したとき

2 センター長は登録を抹消した会員に対し、その理由を明示し、速やかに通知しなければならない。

(アドバイザー)

第13条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

(1) センターの事業内容の周知、啓発

(2) 会員の募集、登録

(3) 会員の統括

(4) サブ・リーダーの選任

(5) サブ・リーダーの育成指導

(6) 会員の相互援助の連絡調整

(7) 会員に対する講習会の実施、会員の交流会の開催に係る事務

(8) 他のセンターとの連絡調整

(9) 会員間のトラブルへの助言

(10) センターの経理事務等の業務運営

(サブ・リーダー)

第14条 アドバイザーは、複数の会員グループを作り、その世話役としてサブ・リーダーを選任することにより相互援助の調整を行うことができる。

2 サブ・リーダーは次の業務を行う。

(1) グループ会員の統括

(2) グループ会員の募集

(3) 会員の相互援助活動の調整

(4) センター長又はアドバイザーとの連絡調整

(5) 他のサブ・リーダーとの連絡調整

(相互援助活動の内容)

第15条 会員が相互援助活動として行う援助は、恒常的な又は臨時的な次のものとする。

(1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。

(2) 保育施設の保育終了後、子どもを預かること。

(3) 保育施設までの送迎を行うこと。

(4) 学童保育開始前又は終了後、子どもを預かること。

(5) 学校の放課後、子どもを預かること。

(6) 子どもが軽度の病気の場合等、臨時的、突発的に終日子どもを預かること。

(7) その他、会員の育児に関して必要な援助

2 子どもを預かる場合は、原則として援助の提供者の家庭において行うものとする。ただし、子どもが病気の場合等は、援助依頼者の家庭において行うこともできる。

3 援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として子どもの宿泊は行わないこととする。

(相互援助活動の実施方法)

第16条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、アドバイザー（センター開館時間外はサブ・リーダー）に対して援助の申込みをするものとする。

2 依頼会員からの援助の申込みを受けたアドバイザー又はサブ・リーダーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、援助依頼受付簿（様式第3号）に記入し、申込みの内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡する。

3 依頼会員は、申し込んだ内容以外の援助を提供会員に求めてはならない。

4 提供会員は、援助の実施後、援助活動報告書（様式第4号）を記入し、依頼会員の確認印または自筆の署名を受けなければならない。

5 提供会員は、前項の援助活動報告書を1ヶ月に1回アドバイザー（サブ・リーダーがおかれている場合は、サブ・リーダーを経由して）に報告するものとする。

(報酬)

第17条 依頼会員は、提供会員に対し、援助活動終了の都度、別に定める基準に従って報酬を支払うものとする。

附則

この会則は平成 年 月 日から施行する。

附則

この会則は平成 年 月 日から施行する。